

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年11月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	9件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	9件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	16件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	13件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500303 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500169 号

第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成 17 年 7 月 1 日は 18 万 9,000 円、平成 17 年 12 月 1 日は 18 万 5,000 円、平成 18 年 7 月 1 日、平成 18 年 12 月 1 日、平成 19 年 7 月 1 日、平成 19 年 12 月 1 日及び平成 20 年 7 月 1 日は 18 万 9,000 円、平成 20 年 12 月 1 日は 18 万 5,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

請求者のA社における平成 17 年 9 月 1 日から平成 18 年 2 月 1 日までの期間、平成 18 年 3 月 1 日から平成 23 年 11 月 1 日までの期間及び平成 24 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 17 年 9 月から平成 18 年 1 月までの期間及び平成 18 年 3 月から平成 23 年 10 月までの期間は 22 万円から 24 万円、平成 24 年 2 月は 15 万円から 18 万円、平成 24 年 3 月から同年 6 月までの期間は 15 万円から 17 万円、平成 24 年 7 月から同年 10 月までの期間は 15 万円から 19 万円とすることが必要である。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 15 年 7 月
②平成 16 年 12 月
③平成 17 年 7 月
④平成 17 年 12 月
⑤平成 18 年 7 月

⑥平成 18 年 12 月

⑦平成 19 年 7 月

⑧平成 19 年 12 月

⑨平成 20 年 7 月

⑩平成 20 年 12 月

⑪平成 17 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 30 日まで

請求期間①から⑩までについて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録となっていない。

請求期間⑪について、実際に支給された給与額と相違する標準報酬月額が記録されている。一部の請求期間について、給料支払明細書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間③及び④については、請求者提出の平成 18 年度市・県民税通知書により、請求期間⑤から⑩までについては、請求者提出の賞与に係る給料支払明細書により、請求者がA社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書及び平成 18 年度市・県民税通知書から確認及び推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は 18 万 9,000 円、請求期間④は 18 万 5,000 円、請求期間⑤から⑨までは 18 万 9,000 円、請求期間⑩は 18 万 5,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間③から⑩までに係る賞与の支給日については、これを確認できる資料がないことから、請求期間③は平成 17 年 7 月 1 日、請求期間④は平成 17 年 12 月 1 日、請求期間⑤は平成 18 年 7 月 1 日、請求期間⑥は平成 18 年 12 月 1 日、請求期間⑦は平成 19 年 7 月 1 日、請求期間⑧は平成 19 年 12 月 1 日、請求期間⑨は平成 20 年 7 月 1 日、請求期間⑩は平成 20 年 12 月 1 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員より回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①及び②については、請求者は、賞与に係る給料支払明細書を所持しておらず、元役員からの回答も得られないことから、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間⑩のうち、平成17年9月から同年12月までの期間については、請求者提出の平成18年度市・県民税通知書及び同僚の給料支払明細書から、平成18年1月、平成18年3月から平成23年10月までの期間及び平成24年2月から同年10月までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書及び平成19年度市・県民税通知書から、請求者が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成17年9月から平成23年10月までの期間は22万円、平成24年2月から同年10月までの期間は15万円）を超える報酬月額の支払いを受けていることが確認でき、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（平成17年9月から平成18年1月までの期間及び平成18年3月から平成23年10月までの期間は24万円、平成24年2月は18万円、平成24年3月から同年10月までの期間は19万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、平成18年度市・県民税通知書及び平成19年度市・県民税通知書に記載された社会保険料の控除額から推認できる厚生年金保険料控除額、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び標準報酬月額から、平成17年9月から平成18年1月まで及び平成18年3月から平成23年10月までは24万円、平成24年2月は18万円、平成24年3月から同年6月までは17万円、平成24年7月から同年10月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員より回答は得られないものの、給料支払明細書から認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりに報酬月額を届出し、その結果、社会保険事務所（年金事務所）は、訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該請求に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間⑩のうち、平成17年1月から同年8月までの期間、平成18年2月、平成23年11月から平成24年1月までの期間及び平成24年11月については、請求者から提出された給料支払明細書及び平成18年度市・県民税通知書により推認される厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と比べて同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500310号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500170号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月25日及び平成19年12月25日は13万円、平成20年12月25日は10万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

請求者のA社における平成18年1月20日から平成22年9月1日までの期間について、標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成18年1月から同年8月までは24万円から34万円、平成18年9月から平成19年8月までは24万円から36万円、平成19年9月から平成20年11月までは24万円から38万円、平成20年12月及び平成21年1月は24万円から34万円、平成21年2月は24万円から32万円、平成21年3月及び同年4月は24万円から34万円、平成21年5月及び同年6月は24万円から32万円、平成21年7月から平成22年8月までは24万円から34万円とすることが必要である。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

請求者のA社における平成22年9月1日から平成23年7月1日までの期間について、標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成22年9月から同年12月までは36万円、平成23年1月は34万円、平成23年2月から同年6月までは36万円として記録することが必要である。

平成22年9月1日から平成23年7月1日までの期間の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、平成22年9月から同年12月までの期間は36万円、平成23年1月は34万円及び平成23年2月から同年6月までの期間は36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂

正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月
② 平成19年12月
③ 平成20年12月
④ 平成18年1月20日から平成22年9月1日まで
⑤ 平成22年9月1日から平成23年7月1日まで

請求期間①から③について、A社から賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていた。

また、請求期間④から⑤についても、実際に支給された給与額と相違する標準報酬月額が記録されている。給料支払明細書を提出するので、請求期間①から⑤について、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③について、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書により、請求者はA社から賞与（請求期間①及び②は13万円、請求期間③は10万円）を支給され、当該賞与支払額に基づく標準賞与額（請求期間①及び②は13万円、請求期間③は10万円）に見合う又はそれを上回る厚生年金保険料（請求期間①は9,517円、請求期間②及び③は9,747円）が事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

ただし、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与に係る給料支払明細書で確認できる賞与額及び厚生年金保険料額から、請求期間①及び②は13万円、請求期間③は10万円とすることが必要である。

また、請求期間①から③に係る賞与の支給日については、請求者のオンライン記録

及び請求者の陳述から、請求期間①は平成18年12月25日、請求期間②は平成19年12月25日、請求期間③は平成20年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員から回答が得られないが、これを確認する関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間④について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(24万円)を超える報酬月額の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(32万円から41万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び資格取得時並びに標準報酬月額の決定の基礎となるべき4月から6月までの報酬月額から、平成18年1月から同年8月までは34万円、平成18年9月から平成19年8月までは36万円、平成19年9月から平成20年11月までは38万円、平成20年12月及び平成21年1月は34万円、平成21年2月は32万円、平成21年3月及び同年4月は34万円、平成21年5月及び同年6月は32万円、平成21年7月から平成22年8月までは34万円に訂正することが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員より回答は得られないものの、給料支払明細書から認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりに報酬月額を届出し、その結果、社会保険事務所(平成22年以降は年金事務所)は、訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該請求に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額については、当初、24万円と記録されていたが、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年8月28日付けで、当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(報酬月額訂正)を年金事務所に提出し、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は36万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、請求者から提出された給料支払明細書より、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(24万円)を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び標準報酬月額の決定の基礎となるべき4月から6月までの報酬月額から平成22年9月から同年12月までは36万円、平成23年1月は34万円、平成23年2月から同年6月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年8月28日付けで、当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(報酬月額訂正)を年金事務所に提出したことが確認できるため、履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500192号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500172号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成24年*月*日)及び取得年月日(平成24年*月1日)を取消し、平成24年*月から同年8月までの標準報酬月額を28万円、平成24年9月から同年*月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成24年*月*日から同年*月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年*月*日から同年*月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年*月*日から同年*月1日まで

私は、育児休業終了予定年月日より前の平成24年*月*日に復職したが、請求期間が厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間の平成24年*月*日から同年*月1日までの期間は、当初、育児休業期間と記録されており、厚生年金保険料の徴収の免除期間であったが、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年3月31日付けで、請求者の育児休業期間が平成24年*月*日に終了したとする届出がされたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、オンライン記録によると、当初、請求者は育児休業として平成23年*月*日から平成24年*月*日までは厚生年金保険料の徴収の免除期間であったことが確認できるところ、A社から提出された出勤簿及び賃金台帳、請求者から提出された給与明細書並びに課税庁から提出された所得照会回答書によると、請求者が、平成24

年*月*日に育児休業を終えて復職し、請求期間も継続して勤務していたこと及び請求期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の賃金台帳及び給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 24 年*月から同年 8 月までは 28 万円、平成 24 年 9 月から同年*月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年*月*日から同年*月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険育児休業等取得者終了届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年*月*日から同年*月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500361 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500178 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 12 日の標準賞与額を 7 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 57 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 12 日

請求期間について、A 社から賞与が支給されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しないとしても事実即した標準賞与額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は A 社から標準賞与額 7 万円に相当する賞与が支給されているものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した標準賞与額の訂正を求めているところ、上述のとおり標準賞与額 7 万円に相当する賞与の支払いが確認できることから請求者の A 社における請求期間の標準賞与額を 7 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500321 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500179 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 12 日の標準賞与額を 27 万 4,000 円、平成 18 年 7 月 10 日の標準賞与額を 27 万 4,000 円、平成 18 年 12 月 11 日の標準賞与額を 26 万 7,000 円、平成 19 年 12 月 10 日の標準賞与額を 24 万 2,000 円及び平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 12 日、平成 18 年 7 月 10 日、平成 18 年 12 月 11 日、平成 19 年 12 月 10 日及び平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 17 年 12 月 12 日、平成 18 年 7 月 10 日、平成 18 年 12 月 11 日、平成 19 年 12 月 10 日及び平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月
② 平成 18 年 7 月
③ 平成 18 年 12 月
④ 平成 19 年 12 月
⑤ 平成 20 年 7 月

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から⑤までについては、金融機関から提出された請求者のお取引明細表及び同僚の賞与明細書から、請求者がA社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述のお取引明細表及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は27万4,000円、請求期間③は26万7,000円、請求期間④は24万2,000円、請求期間⑤は25万円とすることが妥当である

また、請求期間①から⑤までに係る賞与の支給日については、前述のお取引明細表の振込日から、請求期間①は平成17年12月12日、請求期間②は平成18年7月10日、請求期間③は平成18年12月11日、請求期間④は平成19年12月10日及び請求期間⑤は平成20年7月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認する関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500356 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500181 号

第1 結論

請求者のA社における平成 24 年 6 月 29 日の標準賞与額に係る記録を 29 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 24 年 6 月 29 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 6 月 29 日

A社から平成 24 年 6 月 29 日に支給された賞与に係る年金記録は、現在、保険給付の対象とならない（厚生年金保険法第 75 条本文該当）記録になっている。請求期間は育児休業中であったので、当該標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の平成 24 年賃金台帳及び源泉徴収簿から、請求期間について 29 万 7,543 円を賞与として支給されたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、平成 24 年*月*日から平成 27 年*月*日まで、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求期間に係る賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 27 年 8 月 21 日に提出され、オンライン記録から同年 9 月 28 日に処理されたことが確認できる。また、オンライン記録では、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付は行わない記録となっている。

一方、育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われたい旨定められている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、事業主より提出された平

成 24 年賃金台帳及び源泉徴収簿の賞与支給額から、29 万 7,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500357 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500183 号

第1 結論

請求者のA社における平成 24 年 6 月 29 日の標準賞与額に係る記録を 29 万 6,000 円とすることが必要である。

平成 24 年 6 月 29 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 6 月 29 日

A社から平成 24 年 6 月 29 日に支給された賞与に係る年金記録は、現在、保険給付の対象とならない（厚生年金保険法第 75 条本文該当）記録になっている。請求期間は育児休業中であったので、当該標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の平成 24 年賃金台帳及び源泉徴収簿から、請求期間について 29 万 6,100 円を賞与として支給されたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、平成 24 年*月*日から平成 25 年*月*日まで、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求期間に係る賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 27 年 8 月 21 日に提出され、オンライン記録から同年 9 月 28 日に処理されたことが確認できる。また、オンライン記録では、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付は行わない記録となっている。

一方、育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われたい旨定められている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、事業主より提出された平

成 24 年賃金台帳及び源泉徴収票の賞与支給額から、29 万 6,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500349 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500185 号

第1 結論

請求者のA社における平成24年7月13日の標準賞与額を110万円に訂正することが必要である。

平成24年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年7月13日

A社から平成24年7月に賞与を支給されたが、厚生年金保険の賞与記録がない。保管する源泉徴収票等を提出するので、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映するようしてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賞与明細書、請求者から提出された取引推移一覧表及び平成24年分給与所得の源泉徴収票等から、請求者は、平成24年7月13日に110万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、厚生年金保険料(9万266円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年7月13日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500236号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500188号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成23年12月21日、喪失年月日を平成24年3月1日に訂正し、平成23年12月から平成24年2月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成23年12月21日から平成24年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月21日から平成24年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年12月21日から平成24年3月1日まで

平成23年12月21日から平成24年2月29日まで勤務し、A社から給与を支給されていたが、請求期間は厚生年金保険の被保険者期間になっていない。保管する給与明細書では厚生年金保険料も控除されているので、請求期間を被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書、退職証明書及び同僚の証言等により、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、給与の支払を受け、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、A社は平成23年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所になっていたところ、年金事務所が重ねて行った適用後の事業所の実態調査に対して事業主から回答がなく、事業実態が確認できないことから、平成24年9月27日付けで請求者及び同僚6名に係る厚生年金保険被保険者資格を資格取得日まで遡って取り消した上で同社の適用事業所としての取消処理が行われていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業法人登記簿によると、同社は平成23年9月29日に設立され、請求期間において法人であることが確認できる上、年金事務所は、請求者に係る給与明

細書、退職証明書及び請求者からの事業所の状況調査についての回答より、請求期間当時のA社は適用事業所としての要件を満たしているものと考えられる旨回答していることから、同社は、請求期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成23年12月21日、資格喪失日は平成24年3月1日であると認められる。

また、請求者から提出された給与明細書により、標準報酬月額決定の基礎となる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(26万円)より低い標準報酬月額(22万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成23年12月から平成24年2月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、当該期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているものの、前述のとおり適用事業所の取消処理が行われたことから、年金事務所は、請求者の平成23年12月21日から平成24年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500253 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500034 号

第 1 結論

昭和 46 年 4 月から昭和 50 年 4 月までの請求期間及び昭和 51 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 24 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 46 年 4 月から昭和 50 年 4 月まで
② 昭和 51 年 4 月から昭和 57 年 3 月まで

私は、20 歳になった頃にベージュ色の国民年金手帳をもらったが、学生であったので保険料は納付しておらず、卒業後も保険料を納付していなかった。このため、請求期間①及び請求期間②のうち、昭和 51 年 4 月から昭和 54 年 7 月までについては、昭和 54 年 7 月に第 3 回特例納付制度を利用し、約 30 万円の保険料を A 社会保険事務所（当時）2 階のカウンターで遡って一括納付した。その時、手書きの領収書を 1 枚もらったが、処分してしまい、今は持っていない。保険料を納付した後、年金手帳が再度発行されたと思うが、その年金手帳は私の手元には届いていない。

請求期間②のうち、昭和 54 年 8 月から昭和 57 年 3 月までについては、町内会の集金又は金融機関で私が保険料を納付していた。

請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、請求期間②後の国民年金加入期間において、保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれるほか、請求者が保険料を遡って納付したと主張する時期においては、第 3 回特例納付制度が実施されていた。

また、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 4 月頃に払い出されており、請求者の加入手続はこの頃に行われ、その際に、昭和 46 年 4 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる（後に厚生年金保険に関する記録整備が行われ、請求期間①の終期の資格喪失及び請求期間②の始期の資格取得が追加されている。）。この加入手続時期（昭和 59 年 4 月）を基準とすると、請求者は、請求期間②のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

2 請求期間①及び請求期間②のうち、昭和 51 年 4 月から昭和 54 年 7 月までについて、請求者は、当該期間の保険料を特例納付保険料として納付した旨の主張をしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の昭和 59 年 4 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられる。このことは、A 市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「59. 4 S46 大学卒業との申出により加入」と記載があり、それまで請求者が国民年金に加入していなかったことを把握した上で、昭和 59 年 4 月に初めて加入手続が行われた状況がうかがえることとも符合する。このため、請求者は、当該期間の保険料を納付したとする時期（昭和 54 年 7 月）において国民年金に未加入であったことから、その主張する時期に当該期間の保険料を特例納付保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

また、上述の加入手続時期（昭和 59 年 4 月頃）においては、特例納付制度は実施されておらず、請求期間①及び請求期間②のうち、昭和 51 年 4 月から昭和 54 年 7 月までの保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者は、加入手続時期においても当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、昭和 54 年 7 月に第 3 回特例納付制度を利用し、それまでの期間の保険料を遡って一括納付し、その時、手書きの領収書を 1 枚もらったとしているものの、当該時点で第 3 回特例納付制度を利用して、特例納付保険料として納付が可能であった期間は、制度上、昭和 52 年 3 月までの期間に関するものであり、昭和 52 年 4 月から昭和 54 年 3 月までの期間は過年度保険料として、昭和 54 年 4 月から同年 7 月までの期間は現年度保険料として納付する必要があったことから、請求者が記憶する納付方法とは取扱いが異なる。

加えて、A 市の国民年金被保険者名簿によると、上述の加入手続後、請求期間②後の保険料が過年度保険料として遡って納付されていることが確認できることから、当時、過年度保険料については、社会保険事務所において取り扱っていたことから、請求者が社会保険事務所 2 階のカウンターで保険料を納付したとする記憶は、当該請求期間②直後の保険料納付のことを指している可能性も否定できない。

3 請求期間②のうち、昭和 54 年 8 月から昭和 57 年 3 月までについて、請求者は、町内会の集金又は金融機関で自ら保険料を納付したと主張しているものの、上述のとおり、請求者の加入手続は昭和 59 年 4 月頃に初めて行われたものとみられるため、請求者は、当該期間当時において国民年金に未加入であったことから、当該期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

また、上述の加入手続時期（昭和 59 年 4 月頃）においては、請求期間②のうち、昭和 54 年 8 月から昭和 56 年 12 月までの保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間②のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までについては、前述のとおり、加入手続時期（昭和 59 年 4 月）を基準とすると、請求者は、当該期間の保

険料を過年度保険料として納付することが可能であったものの、A市の国民年金被保険者名簿及び昭和 59 年度国民年金保険料納付通知書兼領収書によると、請求期間②直後の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの保険料については、時効間際の昭和 59 年 7 月に納付されており、加入手続後、請求者が最初に納付した現年度保険料についても昭和 59 年 7 月から納付が開始されていることが確認できる。これら保険料の納付状況を踏まえると、請求者は、請求期間②のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、時効により納付できず、当該納付時点で時効が成立していなかった請求期間②直後の保険料から納付を開始したものと推察される。

- 4 請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500243号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500035号

第1 結論

昭和49年9月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年9月から同年11月まで

私は、昭和49年8月に勤務先を退職する際、次の勤務先には昭和49年12月に再就職することが決まっていた。退職する際、勤務先の担当者から再就職するまでの3か月間については、国民年金に加入するよう言われ、昭和49年9月に区役所で加入手続を行ったことをはっきりと覚えている。保険料については、父親に依頼し、両親が、私の分も含めて一緒に集金人に納付してくれていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は3か月と短期間であり、請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとする両親については、国民年金加入期間において保険料が全て納付されており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者は、両親が集金人に保険料を納付してくれていたと思うとしているところ、請求期間当時、A市では集金人(国民年金推進員)が保険料を徴収していたことから、請求者の陳述と一致する。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は既に亡くなっており、母親は高齢のため聴取することが困難であるとしていることから、請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)は、平成9年1月時点で加入していた共済組合において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、両親は保険料を納付することができなかったものと

みられる。

さらに、請求者は、請求期間の保険料を両親が請求者の分も含めて一緒に納付してくれていたと思うとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、両親については、いずれも昭和 35 年 12 月頃に国民年金手帳記号番号が払い出され、請求期間において継続して保険料が納付されていることが確認できる。しかし、請求者については、上述のとおり、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、両親とは状況が異なり、両親の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る保険料が納付されていたと推認することはできない。

加えて、請求者が居住している A 市においても、オンライン記録と同様、請求者が請求期間において国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡は見当たらない上、両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500250号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500037号

第1 結論

昭和59年12月から昭和60年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年12月から昭和60年8月まで

私は、昭和60年2月に婚姻し、A市からB市に住所を移したが、婚姻前後の国民年金に加入していた請求期間の保険料が未納とされている。請求期間の前後は厚生年金保険の被保険者であったため、国民年金の加入手続については、請求期間当時にA市又はB市において行い、保険料については、婚姻後に届いた納付書を用い金融機関で納付した。平成15年にC町の役場において、第3号被保険者への変更の手続をした際に、役場の職員から私の年金記録は大丈夫であると言われたので、未納はないと思っていた。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は9か月と短期間の上、請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、請求者が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月頃にA市において払い出されており、その際に、昭和52年7月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われ、同資格については、昭和54年12月に請求者が厚生年金保険の被保険者資格を同月内に取得及び喪失したことに伴い、当時居住していたD市において、国民年金の被保険者資格を喪失し、再度、取得する事務処理が行われていたものと推察される。その後、昭和63年7月頃に記録整備が行われ、この再取得(昭和54年12月)した被保険者資格については、昭和55年3月まで遡って喪失する事務処理並びに請求期間の被保険者資格の取得及び喪失を追加する事務処理が行われ、あわせて、年金記録上の住所地の登録については、D市から当時居住していたE市へ変更する事務処理が行われていたものとみられる。これらのことから、請求者は、被保険者資格を再取得した昭和54年12月から当該記録整備が行われた昭和63年7月頃までの間、

記録上、D市において継続して国民年金の被保険者として取り扱われていたものと考えられる。

しかしながら、請求者は、昭和 55 年 1 月頃にD市からA市に転居し、その後、昭和 60 年 2 月に婚姻した際に、B市に転居したため、請求期間の保険料については、A市又はB市において納付していた旨陳述している上、戸籍の附票においても、請求者は、婚姻時にD市に住所地を有していなかったことが確認できることから、上述のとおり、国民年金の被保険者として取り扱われていたD市において、請求者が請求期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者に対し上述の国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないため、上述の被保険者資格を再取得（昭和 54 年 12 月）した時期から記録整備（昭和 63 年 7 月頃）が行われるまでの間は、国民年金に関する手続きが何ら行われていなかったものとみられ、このことは、請求者が所持する年金手帳の「変更後の住所」欄においても、A市及びB市に係る住所変更の記載が確認できないことも符合している。このため、請求者が請求期間当時にA市及びB市において、国民年金に加入し、保険料を納付していた事情をうかがい知ることができない。

さらに、上述の記録整備時期（昭和 63 年 7 月頃）を基準とすると、請求期間の保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者は、当該記録整備後において、請求期間の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

加えて、請求期間後に居住していたE市及びC町の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500289号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500171号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年5月15日から同年9月15日まで

私は、請求期間においてA社B工場で勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。働いていたことは確かなので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B工場のC課において勤務していたとしているが、請求者は給与明細書等の資料を保管していない上、A社は、請求者の請求期間当時の資料はなく、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについて不明と回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、企業年金連合会は、請求者の請求期間に係る厚生年金基金の加入記録については管理していない旨の回答をしている上、D健康保険組合は、請求者の記録について不明である旨の回答をしている。

さらに、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名が請求期間に見当たらず、請求期間に整理番号の欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500326号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500173号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年1月5日から同年3月頃まで

C社(現在は、D社)に昭和51年4月1日からの採用が内定した後、C社から、採用までの間A社で働くことを勧められ勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社が提出した人事記録により、請求者が昭和51年1月5日から同年3月31日まで賃金職員(E職)としてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、請求期間の厚生年金保険の取扱いについては、資料がなく確認できない旨の陳述をしている。

また、B社は、請求期間に請求者のほかに3人の賃金職員がいた旨回答しているところ、そのうち二人には厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500304 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500174 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から平成 4 年 3 月 19 日まで

平成 3 年 3 月から標準報酬月額が引き下げられている記録となっているが、保管されていた給与支払明細書によると、請求期間の前後において支給された給与の額は変わっていないので、年金の給付に反映されるよう記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者のA社における平成 3 年 3 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は 41 万円と記録されていたところ、平成 3 年 8 月 20 日付けの処理により、平成 3 年 3 月 1 日に遡って 22 万円に減額訂正されているとともに、当該処理日と同時期の平成 3 年 8 月 26 日付けで、減額訂正された標準報酬月額と同額の 22 万円で平成 3 年 10 月以降の定時決定処理が行われたことが確認できる。

また、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成 3 年 3 月から同年 12 月までの給料支払明細書によると、標準報酬月額 44 万円に見合う給与が支給され、標準報酬月額 41 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求期間当時、訂正請求記録の対象者は同社の取締役であったことが確認できるとともに、同社の元事業主は、訂正請求記録の対象者が社会保険事務に関与していた旨回答している上、オンライン記録によると、請求期間において同社の厚生年金保険被保険者であった者 6 名のうち、当該期間

において標準報酬月額が減額処理が行われたのは訂正請求記録の対象者のみであったことが確認できることから、訂正請求記録の対象者が当該遡及訂正処理について一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500275号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500175号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年2月26日から同年4月1日まで

私は、昭和57年2月26日からB社が経営する店舗に勤務した。現在も、同社の店舗を引き継いだC社に継続して勤務している。

しかし、国(厚生労働省)の記録では、B社の関連会社であったA社において厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和57年4月1日とされている。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、D企業年金基金から提出された加入者台帳並びに請求者から提出された当該企業年金基金が発行した一時金裁定通知書及び平成27年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票から判断して、請求者が請求期間にB社において勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所台帳によると、B社は、昭和57年5月21日に厚生年金保険の適用事業所とされており、請求期間は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できるものの、i) A社の社会保険事務担当者は、請求期間当時、B社の店舗に勤務する職員はA社において厚生年金保険に加入させる取扱いであった旨の回答をしていること、ii) A社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求期間にB社に勤務していた旨の回答をしていることから、請求期間当時、B社では、適用事業所となっていない期間に同社に勤務していた者を、A社において厚生年金保険に加入させる取扱いであったことが推認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、請求期間当時、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていた旨の回答をしている。

しかしながら、複数の同僚は、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していない旨の回答をしている上、当該同僚のうち2人のオンライン記録及び雇用保険の記録によると、雇用保険被保険者資格取得年月日が厚生年金保険被保険者資格取得年月日

より前であることが確認できる。

また、E 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳及びF 健康保険組合から提出された資料において、請求者は、昭和 57 年 4 月 1 日に資格取得していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険被保険者記録と一致している。

さらに、商業登記簿によると、請求者が請求期間において、G 社の取締役であることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等によると、請求者は、請求期間のうち、昭和 57 年 2 月 26 日から同年 3 月 26 日までの期間に、同社において厚生年金保険被保険者記録があること及び健康保険証が昭和 57 年 3 月 31 日に返納されたことが確認できる。

加えて、A 社及びB 社の請求期間当時の事業主は、請求者の請求期間当時の資料は現存していないため不明である旨の回答をしているとともに、B 社の事業を引き継いだとするC 社は、B 社から事業を引き継ぐ前の資料は保管していない旨の回答をしていることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500295 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500176 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日、B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 25 年 10 月から昭和 26 年 6 月まで
② 昭和 26 年 7 月 10 日から昭和 27 年 2 月 20 日まで

請求期間①について、昭和 25 年 10 月から昭和 26 年 6 月までは A 社に勤務した記憶があるが、厚生年金保険の記録がない。請求期間②について、昭和 26 年 7 月 10 日から昭和 27 年 2 月 20 日までは B 社という会社に勤務した記憶があるが、厚生年金保険の記録は、A 社の被保険者期間になっており、B 社の記録がない。請求期間①及び②について厚生年金保険の記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、社会保険出張所（当時）が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、請求者の同社における被保険者資格の取得日が昭和 26 年 7 月 10 日、喪失日が昭和 27 年 2 月 20 日であることが確認でき、当該名簿の健康保険番号は、1 番から請求者の * 番まで連番になっており、欠番はないことから、当該期間に請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

また、請求者が名前を挙げた同僚は、A 社において、いずれも昭和 26 年 7 月以降に資格取得しており、請求期間①における請求者の勤務実態は確認できない。

さらに、A 社は、昭和 49 年 10 月 * 日に解散登記されていることから、事業主への照会ができず、請求期間①における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間②について、請求者は、当該期間を通して A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、B社は、C県において厚生年金保険の適用事業所として確認することができないことから、請求者が名前を挙げた同僚についても、同社において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B社は、D社に商号変更された後の昭和49年10月*日に解散登記されていることから、事業主への照会ができず、請求期間②における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②の請求対象事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500278号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500177号

第1 結論

昭和44年3月15日から平成16年3月27日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正することはできない。

平成15年7月10日及び同年12月10日について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。

平成16年8月1日から平成22年10月1日までの期間について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正することはできない。

平成16年12月3日、平成17年7月5日、平成17年12月5日、平成18年7月5日、平成18年12月5日、平成19年7月5日、平成19年12月5日、平成20年7月4日、平成20年12月5日、平成21年7月7日、平成21年12月7日及び平成22年7月5日について、請求者のB社における厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。

平成22年10月1日から平成26年10月1日までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正することはできない。

平成22年12月3日、平成23年7月5日、平成23年12月2日、平成24年7月5日、平成24年12月5日、平成25年7月5日、平成25年12月5日及び平成26年7月4日について、請求者のC社における厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。

平成26年10月1日から平成26年11月1日までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正することはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和44年3月15日から平成16年3月27日まで
② 平成15年7月10日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年8月1日から平成22年10月1日まで
⑤ 平成16年12月3日
⑥ 平成17年7月5日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 5 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 5 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 5 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 5 日
- ⑪ 平成 19 年 12 月 5 日
- ⑫ 平成 20 年 7 月 4 日
- ⑬ 平成 20 年 12 月 5 日
- ⑭ 平成 21 年 7 月 7 日
- ⑮ 平成 21 年 12 月 7 日
- ⑯ 平成 22 年 7 月 5 日
- ⑰ 平成 22 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日まで
- ⑱ 平成 22 年 12 月 3 日
- ⑲ 平成 23 年 7 月 5 日
- ⑳ 平成 23 年 12 月 2 日
- ㉑ 平成 24 年 7 月 5 日
- ㉒ 平成 24 年 12 月 5 日
- ㉓ 平成 25 年 7 月 5 日
- ㉔ 平成 25 年 12 月 5 日
- ㉕ 平成 26 年 7 月 4 日
- ㉖ 平成 26 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社、B 社及び C 社に勤務した期間について、実際に支給されていた給与額及び賞与額が厚生年金保険の被保険者記録と相違している。また、平成 26 年 10 月分の給与から厚生年金保険料が控除されているが、被保険者記録がない。年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、当該期間の一部に係る給与支給明細書を写したノート、市民税・県民税特別徴収税額通知書及び給与所得の源泉徴収票を提出し、実際の報酬月額が厚生年金保険の標準報酬月額と相違しているとして訂正請求しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A 社において社会保険事務を担当していた者の回答によると、同社は、厚生年金保険料を翌月の給与から控除しているところ、請求者から提出された平成 9 年 11 月、平成 9 年 12 月、平成 10 年 3 月、平成 10 年 4 月、平成 10 年 5 月、平成 10 年 8 月、平成 10 年 11 月及び平成 11 年 6 月の給与支給明細書を写したノートによれ

ば、当該給与支給明細書に係る月において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額となっている月があるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、当該給与支給明細書の係る月については、記録の訂正は認められない。

また、請求者から提出された平成4年度市民税・県民税特別徴収税額通知書、平成8年度市民税・県民税特別徴収税額通知書、平成10年度市民税・県民税特別徴収税額通知書及び平成14年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料とおおむね一致する。

さらに、A社は、平成17年3月に破産終結している上、同社の破産管財人は、帳簿等の資料について、保存期間経過により廃棄済みであると回答している。

加えて、請求者に係る厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額及びオンライン記録は、遡って訂正されるなどの形跡もない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者は、実際の賞与額が厚生年金保険の標準賞与額と相違しているとして訂正請求している。

しかしながら、前述のとおり、A社は破産終結し、同社の破産管財人は、帳簿等資料を保管していない上、請求者自身も、請求期間②及び③に係る賞与明細書を保管していないことから当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料額を確認することができない。

また、オンライン記録によれば、請求期間②及び③の標準賞与額の記録は、遡って訂正されるなどの形跡もなく、A社が加入していたD健康保険組合に記録されている請求者の当該期間に係る標準賞与額とも一致している。

このほか、請求者の請求期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間④について、請求者は、当該期間の一部に係る給与支給明細書及び当該期間の給与支給明細書を書き写したノートを提出し、実際の報酬月額が厚生年金保険の標準報酬月額と相違しているとして訂正請求している。

しかしながら、C社から提出された請求期間④に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び厚

生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によれば、B社が社会保険事務所（平成22年1月より年金事務所）に届出した標準報酬月額、オンライン記録と同額である上、同社が加入していたE健康保険組合に記録されている請求者の当該期間に係る標準報酬月額とも一致している。

また、C社から提出された請求期間④に係る賃金台帳並びに請求者から提出された給与支給明細書（平成21年2月分、平成21年3月分、平成22年9月分及び同年10月分）及び当該期間の給与支給明細書を書き写したノートによれば、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額となっている月があるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

請求期間⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯について、請求者は、当該期間の一部の期間の給与支給明細書（賞与）及び給与支給明細書（賞与）を書き写したノートを提出し、実際の賞与額が厚生年金保険の標準賞与額と相違しているとして訂正請求している。

しかしながら、C社から提出された請求期間⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯に係る標準賞与額決定通知書によれば、B社が社会保険事務所に届出した標準賞与額は、オンライン記録と同額である上、同社が加入していたE健康保険組合に記録されている請求者の当該期間に係る標準賞与額とも一致している。

また、C社から提出された当該期間に係る賃金台帳並びに請求者から提出された請求期間⑭及び⑮に係る給与支給明細書（平成21年夏季賞与及び平成21年冬期賞与）及び請求期間⑯の給与支給明細書（賞与）を書き写したノートによれば、当該期間の賞与額に見合う標準賞与額及び事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

請求期間⑰のうち、平成22年10月1日から平成25年3月1日までの期間について、請求者は、当該期間の給与支給明細書を書き写したノート及び当該期間の一部期間に係る給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書等を提出し、実際の報酬月額が厚生年金保険の標準報酬月額と相違しているとして訂正請求している。

しかしながら、C社から提出された請求期間⑰に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によれば、同社が年金事務所に届出した標準報酬月額は、オンライン記録と同額である上、同社が加入していたE健康保険組合に記録されている請求者の当該期間に係る標準報酬月額とも一致している。

また、C社から提出された請求期間⑰に係る賃金台帳及び請求者から提出された当該期間の給与支給明細書を書き写したノートによれば、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額となっている月があるも

の、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

なお、請求者から提出された平成 24 年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書、平成 25 年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書、平成 25 年分給与所得の源泉徴収票、平成 26 年度市民税県民税賦課更正（決定）通知書に記載されている社会保険料等の金額は、C社から提出された源泉徴収簿及び貸金台帳により確認できる社会保険料と同額であり、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

請求期間⑰のうち、平成 25 年 3 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日までの期間について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるところ、請求者は、当該期間の給与支給明細書を書き写したノートを提出し、実際の報酬月額が厚生年金保険の標準報酬月額と相違しているとして訂正請求している。

しかしながら、C社から提出された平成 25 年 3 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によれば、同社が年金事務所に届出した標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、C社から提出された貸金台帳及び請求者から提出された平成 25 年 3 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日までの期間の給与支給明細書を書き写したノートにより、当該期間に係る標準報酬月額の定時決定の基礎となる期間について、いずれもオンライン記録と同額の標準報酬月額に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われたことが確認できる上、継続した 3 か月間の平均額に見合う標準報酬月額の等級が 2 等級以上変動した場合に適用となる随時改定に相当する額の変更がないことが確認できることから、記録の訂正は認められない。

請求期間⑱、⑲、⑳、㉑及び㉒について、請求者は、当該期間の給与支給明細書（賞与）を書き写したノートを提出し、実際の賞与額が厚生年金保険の標準賞与額と相違しているとして訂正請求している。

しかしながら、C社から提出された請求期間⑱、⑲、⑳、㉑及び㉒に係る標準賞与額決定通知書によれば、同社が年金事務所に届出した標準賞与額は、オンライン記録と同額である上、同社が加入していた E 健康保険組合に記録されている請求者の当該期間に係る標準賞与額とも一致している。

また、C社から提出された請求期間⑱、⑲、⑳、㉑及び㉒に係る貸金台帳及び請求者から提出された当該期間の給与支給明細書（賞与）を書き写したノートによれば、当該期間の賞与額に見合う標準賞与額及び事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と同額であり、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

請求期間㉓、㉔及び㉕について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるところ、請求者は、当該期間の給与支給明細書（賞与）を書き写したノートを提出し、実際の賞与額が厚生年金保険の標準賞与額と相違して

いるとして訂正請求している。

しかしながら、C社から提出された請求期間⑳、㉑及び㉒に係る標準賞与額決定通知書によれば、同社が年金事務所に届出した標準賞与額は、オンライン記録と同額である上、同社が加入していたE健康保険組合に記録されている請求者の当該期間に係る標準賞与額とも一致している。

また、C社から提出された賃金台帳及び請求者から提出された給与支給明細書（賞与）を書き写したノートによれば、請求期間⑳、㉑及び㉒に係る賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と同額であることから、記録の訂正は認められない。

請求期間㉓について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるところ、請求者は、平成26年10月分の給与支給明細書を提出し、当該給与支給明細書から厚生年金保険料が控除されているものの、C社において平成26年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、平成26年10月については、被保険者資格がないとして訂正請求している。

しかしながら、C社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、請求者の資格喪失日は、平成26年10月1日であり、オンライン記録と同日であることが確認できる。

また、C社から提出された請求者の退職届によれば、請求者の退職日は平成26年9月30日であることが確認できる上、雇用保険の離職日も同日であり、請求者が請求期間㉓に同社に勤務していたことは認められない。

このほか、請求者の請求期間㉓における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

なお、C社は、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していると回答しているところ、請求者から提出された平成26年10月分の給与支給明細書によれば、控除されている厚生年金保険料は1か月分であり、平成26年9月分の厚生年金保険料であることが認められる上、同社から提出された賃金台帳と同額であることが確認できる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500305号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500180号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年4月1日から同年5月12日まで

派遣会社であるA社に登録し、派遣先の事業所に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録がないので、請求期間を年金額に反映される厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成4年2月1日から平成5年6月4日まで派遣会社であるA社に登録し、派遣先事業所であるC社及びD社に継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がないとして訂正請求をしている。

しかしながら、B社は、請求者の勤務及び保険料控除を確認できる資料はないと回答している上、請求者の記憶する派遣先事業所も、当時派遣されて働いていた人の記録は保管していない旨の陳述をしている。

また、雇用保険の加入記録によれば、請求者は、A社において、平成4年2月1日に資格取得し、平成5年3月31日に離職、その後、平成5年5月12日に資格取得し、平成5年6月3日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

さらに、請求期間にA社において、被保険者記録のある複数の同僚に照会したところ、一人の同僚(平成5年2月1日に資格取得、平成9年1月1日に資格喪失。)が、派遣先事業所のC社において請求者と一緒に勤務したとしているものの、請求者の勤務期間は分からないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が

厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500258 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500182 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求内容の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和35年10月10日頃から昭和36年12月25日頃まで

私は、請求期間においてA社に勤務していた。年金記録を確認したところ、私にはこの期間の記録がないことが分かったが、当時、同社で一緒に仕事をしていた同僚には厚生年金保険の記録があると知り、何故、自分には記録がないのか分からないので、調査して、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された写真及びA社の厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚の回答により、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は平成2年7月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、平成6年8月31日に清算終了している上、請求期間当時の事業主は死亡していることから、請求者の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者が名前を挙げている同僚は死亡している上、請求期間においてA社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会を行ったものの、厚生年金保険の取扱いについて覚えていない旨回答している。

さらに、請求期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、請求者の氏名はなく、健康保険整理番号の欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500288号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500184号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 10 月 31 日から昭和 57 年 11 月 1 日まで

私のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 57 年 9 月 16 日資格取得、昭和 57 年 10 月 31 日資格喪失となっているが、昭和 57 年 9 月分及び同年 10 月分の給与明細書にて、それぞれ厚生年金保険料が控除されている。資格喪失日を昭和 57 年 11 月 1 日に訂正し、年金給付の計算の基礎としてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の昭和 57 年 10 月分の給料報酬明細書には、厚生年金保険料控除額の記載があることが確認できる。

しかしながら、前記明細書には、出勤日数が9日、欠勤日数が16日と記されており、請求者はA社を退職した昭和 57 年 10 月の月末近くは就職活動をして出社していなかった旨の陳述をしているところ、請求者の同社における雇用保険の離職日は昭和 57 年 10 月 30 日、B健康保険組合の資格喪失日は昭和 57 年 10 月 31 日であり、オンライン記録と一致していることから、請求者の同社における請求期間の勤務実態は確認できない。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、請求者に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和 57 年 10 月 31 日であり、請求者が主張する同年 10 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、A社のオンライン記録の資格喪失日が昭和 57 年 11 月 1 日と記録されている複数の同僚は、雇用保険の離職日が昭和 57 年 10 月 31 日であることが確認でき

る。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500309 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500186 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 9 月 7 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社の資格取得日は平成 18 年 10 月 1 日となっているが、平成 18 年 9 月 7 日に入社したため、同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録、A 社から提出された「雇入通知書兼就業条件明示書」及び「給与マスタ」によると、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社の事務担当者は、請求期間当時は、月途中の入社は翌月 1 日で厚生年金保険に加入させることが多く、入社月は保険料控除していなかった旨陳述しており、同社から提出された請求期間に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500325 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500187 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年5月31日から同年6月1日まで

私は、退職年月日と厚生年金保険資格喪失日が記載された脱退連絡票を会社からもらい、それを元に国民年金について平成6年6月1日取得の加入手続を行った。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は資格喪失年月日が平成6年5月31日となっており、空白の期間があるので記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職日は、平成6年5月31日となっていることが確認できる。

しかしながら、A社は、当時の資料がなく不明である旨回答しており、複数の同僚に照会しても、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

また、A社の経理担当者は、厚生年金保険と厚生年金基金の届出用紙は複写式のものを使っていた旨陳述しているところ、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」によると、請求期間当時加入していたB厚生年金基金における請求者に係る加入記録は、平成5年11月1日から平成6年5月31日までとなっており、オンライン記録と一致する。

さらに、オンライン記録によると、A社において平成4年から平成8年までの期間に資格喪失した同僚25人の厚生年金保険の資格喪失日は、給与締め日の翌日である21日で喪失した者が10人、月末で喪失した者が11人、そのほか月の途中で喪失した者が4人となっており、翌月1日付けで資格喪失した者は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500324号
厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1500007号

第1 結論

昭和32年3月25日から昭和35年7月20日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和32年3月25日から昭和35年7月20日まで

私は、年金記録を確認したところ、請求期間について、脱退手当金が支給されていることが分かった。脱退手当金をもらった記憶がないので、請求期間を年金額に反映される被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していた最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日である昭和35年7月20日から約5か月後の昭和35年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求期間に係る脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金を受給できなかったことを踏まえると、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500252号
厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1500008号

第1 結論

昭和33年10月13日から昭和39年10月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年10月13日から昭和39年10月21日まで
年金記録を確認したところ、請求期間について脱退手当金を受給していることを知ったが、脱退手当金を受け取った記憶はないので、調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年10月21日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした40名の支給記録を調査したところ、14名に支給記録が確認でき、うち11名が資格喪失日から6か月以内に支給決定されており、複数の同僚は会社が手続をした旨回答していることを踏まえると、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る当該喪失日から約1か月後の昭和39年11月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500266号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500036号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年5月から昭和50年12月まで

私は、昭和45年4月頃に、当時勤務していた会社の社長の勧めで、A市B区役所で国民年金加入手続を行った。請求期間の保険料は社長が納付してくれ、同社退職時に領収書を挟んだ手帳をもらったが、請求期間の保険料は未納とされている。

私が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」及び「国民年金の記録(1)」欄には、制度上あり得ない20歳前の「昭和43年5月1日」が記載されており、私の年金記録は適切に管理されておらず、請求期間の保険料も未納にされてしまったと思われる。

このため、年金記録確認C地方第三者委員会(当時)に申し立てしたが、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録とも資格取得日は20歳到達日の昭和45年*月*日となっており、年金手帳の誤記は請求期間の保険料納付の有無に影響するものではないとして、保険料を納付したものと認めることはできないとの通知をもらった。

しかし、年金手帳の記載は加入者と日本年金機構との契約事項であり、日本年金機構も第三者委員会も私の年金手帳の記載が誤りであると認めている以上、年金手帳に記載された内容に基づいて謝罪と補償をしてほしい。

第3 判断の理由

国民年金法(以下「法」という。)には、被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる(法第14条の2第1項)。

また、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、給付に関する事項及び保険料の免除に関する事項と規定されている(国民年金法施行

規則第 15 条の 2)。

請求者は、本件訂正請求により、国民年金原簿の訂正ではなく、請求者の年金手帳の「初めて被保険者となった日」及び「国民年金の記録（1）」欄に制度上あり得ない 20 歳到達前の「昭和 43 年 5 月 1 日」と記載されていることから、謝罪と補償を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。